

介護職員処遇改善加算について

■ 処遇改善に関する加算の算定状況

「介護職員処遇改善加算Ⅰ」および「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定しております。

■ 職場環境等要件の取り組みについて

<資質の向上>

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する研修等および専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケアの研修受講支援（研修受講時に他の介護職員負担を軽減するための代替職員確保など）
- ・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・研修の受講、キャリア制度における人事考課との連動

<労働環境・処遇の改善>

- ・有給休暇取得の推進・希望休暇の取得等の雇用管理改善対策の充実
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入（特殊浴、リフト浴、電動ベッド）
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実
- ・定期ミーティングによる情報共有および意見交換・業務改善の実施
- ・事故・トラブルの対応マニュアルの作成および責任の所在の明確化
- ・年次健康診断の実施、休憩室と分煙等の整備

<その他>

- ・介護サービス情報公表制度による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域行事への参加による地域住民との交流
- ・非正規職員から正規職員への転換。
- ・必要に応じた職員増員による業務負担の軽減